

日本基準トピックス

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正の公表
(金融庁)

2020年7月14日 第407号



■ 主旨

- 2020年7月10日、金融庁は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正を公表しました。
- 今回の改正は、2020年5月31日までに国際会計基準審議会(IASB)が公表した国際会計基準を追加するものです
 - 原文については、[金融庁のウェブサイト](#)をご覧ください。

連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準の指定

IASBが2020年1月1日から2020年5月31日までに公表した以下の国際会計基準を、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準とする改正が行われています。

- 国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」(2020年5月28日公表)

適用時期

2020年7月10日付で官報に掲載され、同日から適用されます。

注

IFRS第16号「リース」の概要については下記をご参考ください。

[2020/06/19 COVID-19に関連する賃料減免に関するIFRS第16号の修正【詳細解説】](#)

[2020/05/28 IASBがCOVID-19に関連した賃料減免に関するIFRS第16号の修正を公表【速報解説】](#)

PwCあらた有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング

お問い合わせ: <https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/154>

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかつたことによって発生した結果について、PwCあらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network member firms in Japan and/or their specified subsidiaries, and may sometimes refer to the PwC Network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors